

# 第1章 はじめに

## 1.1 計画策定の目的

全国的な人口減少・少子高齢化のもと、高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現することや、財政面及び経済面において、持続可能な都市経営を行うことが、まちづくりの大きな課題となっています。

そういった課題を受け、市町村マスタープランにコンパクトシティ※を位置付ける自治体が増えましたが、コンパクトシティという目標のみが示されるにとどまり、具体的な施策まで作成している都市は少ない、という状況がありました。

そこで、より具体的な施策の推進に向けて、都市再生特別措置法（以下、「特措法」と称する）が平成 26（2014）年に改正され、行政と住民や民間事業者が一体となってコンパクトなまちづくりに取り組んでいくため、市町村が立地適正化計画を策定することが可能となりました。

本計画は、都市計画法を中心とした従来の土地利用の計画に加えて、居住機能や都市機能の誘導により、コンパクトシティに向けた取り組みを、より推進しようとするものです。

※コンパクトシティ：都市的土地利用の郊外への拡大を抑制すると同時に中心市街地の活性化が図られた、生活に必要な諸機能が近接した効率的で持続可能な都市

## 1.2 計画の位置づけ

立地適正化計画は、「広島圏都市計画区域マスタープラン」および「第5次海田町総合計画 海田町国土強靱化地域計画」等に即し、「海田町都市計画マスタープラン」との調和が保たれたものである必要があります。法定事項が記載された立地適正化計画が法的手続きにより公表されると、海田町都市計画マスタープランの一部とみなされます。

また、コンパクトシティ形成に向けた取り組みは、都市全体の観点から居住機能や都市機能の立地、公共交通の充実等に関し、公共施設の再編、公有財産の最適利用、医療・福祉、空き家対策の推進等のまちづくりに関わるさまざまな関係施策と連携を図り、整合することが必要です。

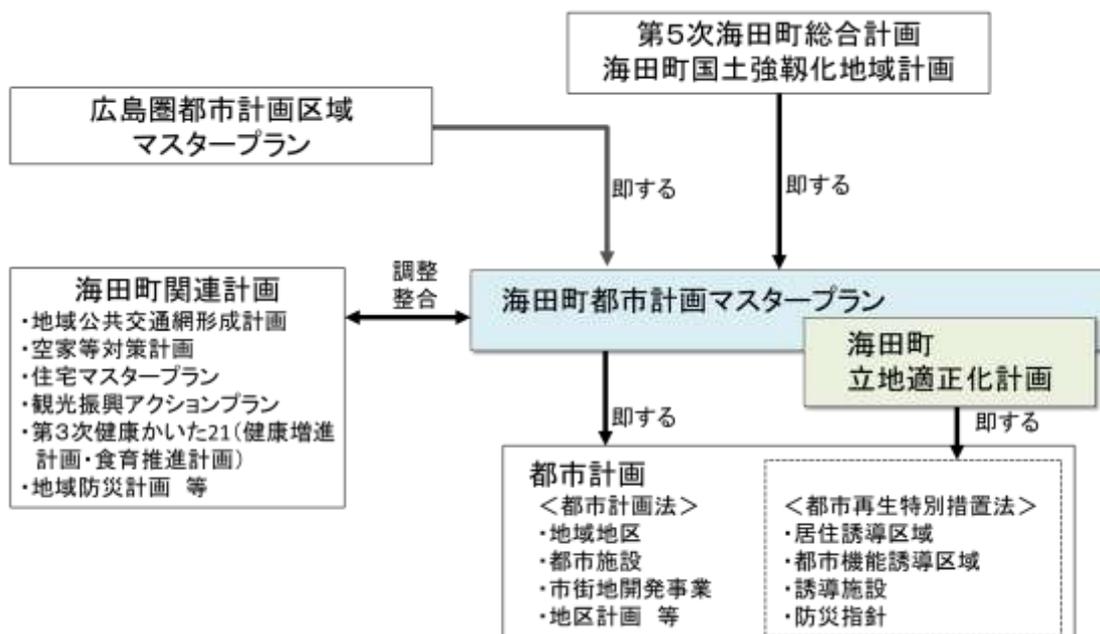


図 1-1 海田町立地適正化計画の位置づけ

### 1.3 計画の対象区域

---

国の方針では、立地適正化計画の区域は、都市全体を見渡す観点から原則として都市計画区域全域とすることが基本とされています。本町においては町域すべてが都市計画区域となっているため、全域を立地適正化計画の対象区域とします。

### 1.4 計画の目標年次

---

立地適正化計画は、長期を展望しつつ、概ね20年後にも持続可能な都市として、どのような姿をめざすのかを分析し、誘導すべき土地利用を定めるものです。

本計画は、令和23(2041)年を目標年次として策定します。

また、概ね5年毎に、施策の実施状況についての調査、分析及び評価を行います。